

**衆議院情報監視審査会
平成30年年次報告書（概要）**

平成30年年次報告書の全体像

対象期間等

対象期間：平成30年2月1日～平成31年1月31日
審査会開会数：13回（手続的な事項のみを協議した審査会を含む）

主な調査事項

■ 特定秘密保護制度全般

- ・ 上川国務大臣から国会報告について説明聴取
- ・ 内閣情報調査室から国会報告に関する補足説明及び質疑
- ・ 独立公文書管理監から説明聴取及び質疑
- ・ 上記2機関に対し、各行政機関からの説明聴取及び質疑を通じ明らかになった課題等について、更に深堀調査

■ 平成29年「政府に対する意見」（審査会意見）に対する対応状況

- ・ 関係行政機関から、平成29年審査会意見に基づき講じた措置等について説明聴取

■ 各行政機関における特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施状況

- ・ 指定行政機関のうち、実際に特定秘密を指定している11行政機関から説明聴取及び質疑
- ・ 【特定秘密の提示】内閣衛星情報センターへの委員派遣

■ 参考人からの意見聴取及び質疑

- ・ 平成29年年次報告書について、3名の有識者から意見聴取及び質疑

[参考人]：植松信一君（前内閣情報官）、小谷賢君（日本大学危機管理学部教授）、山田健太君（専修大学教授）



政府に対する意見

- ・ 政府に対する意見として、7種9件を提示
- ・ 本意見に対し、政府が具体的な改善を行わない場合、必要に応じて国会法第102条の16に基づく勧告を行うものとする

平成29年「政府に対する意見」に基づき、政府において措置を講じた主な事項

平成29年審査会意見 (1)ア(I)及び(1)ウ(ウ) 特定秘密文書廃棄問題関係

- 平成30年7月27日付で、政府は、内閣官房内閣情報調査室次長発事務連絡「内閣府独立公文書管理監による『特定秘密である情報を記録する保存期間1年未満の行政文書の中に行政文書ファイル管理簿に記載されるべきものがないか』の検証・監察について（通知）」を発出した。
- これにより、保存期間1年以上と設定すべき文書の廃棄を防止する効果が見込まれ、保存期間1年未満の文書についても、今後、独立公文書管理監が抽出して実効的な検証・監察を行うとしている。

平成29年審査会意見 (1)エ(ア) 特定秘密文書廃棄問題関係

- 平成28年中の保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄状況について、平成30年の国会報告に記載された（なお、平成28年中の保存期間1年以上の行政文書ファイル等の廃棄がなかったことについては、平成29年の国会報告に記載されている）。

平成29年審査会意見 (5)ア 独立公文書管理監関係

- 平成30年度の特定秘密の記録とその表示の検証・監察においては、独立公文書管理監において、特定行政文書ファイル等及び特定秘密文書等の選定を行うこととした。

特定秘密文書廃棄関係

当審査会において注視していた特定秘密文書の廃棄に関し、保存期間1年未満の特定秘密文書で平成29年中に廃棄されたものの類型及び件数の資料を政府より受けた。それらをまとめたものが以下の表である。

① 改正ガイドラインの類型に基づく分類

ガイドラインの類型		廃案件数
1	別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し	407,721
2	定型的・日常的な業務連絡、日程表等	3,320
3	出版物や公表物を編集した文書	0
4	〇〇省の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答	0
5	明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書	0
6	意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書	18,939
7	保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書	649
8	新ガイドラインの類型（上記1～7）に該当しない文書	0

合計 **430,629 件**

※ 保存期間1年未満の特定秘密文書を廃棄した行政機関は、内閣官房、警察庁、消防庁、公安調査庁、外務省、文部科学省、経済産業省、防衛省及び防衛装備庁の9機関であった。

(政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成)

② 平成29年に提出された資料の類型に基づく分類

類型		文書の廃棄を問題なしとする理由	該当省庁	廃案件数	
1	(1)	別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の媒体・言語の変更を伴わない複製文書	複製	内閣官房	412,171
			複製	外務省	
	複製	防衛省			
	複製	防衛装備庁			
(2)	別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の媒体・言語のみが変更された文書	媒体・言語の変更であり、元となる行政文書は存在する	内閣官房	5,608	
			警察庁		
(3)	別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の内容の全部又は一部が転記された文書	他の行政文書に廃棄した行政文書の内容が含まれる	公安調査庁	385,740	
			防衛省		
(4)	他の行政機関が引き続き保管している文書	他の行政機関に行政文書が存在しており、廃棄した行政文書の内容を把握できる	防衛装備庁	6,859	
			内閣官房		
2	別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の素材	別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書に吸収された内容が記された文書	他の行政機関に行政文書が存在しており、廃棄した行政文書の内容を把握できる	内閣官房	14,770
			吸収した行政文書から廃棄した文書の内容を把握できる	防衛省	
3	暗号関係	一定の期間ごとに作成・変更される暗号化及び暗号の解読に必要な情報を記録する文書	数字の羅列であり、行政文書自体に歴史性がない	防衛装備庁	3,688
			数字の羅列であり、行政文書自体に歴史性がない	防衛省	

合計 **430,629 件**

(政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局作成)

平成30年6月6日、内閣衛星情報センター（東京都）に委員を派遣し、特定秘密の提示を受け、説明を聴取し、質疑を行った。

提示を受けた特定秘密の概要

[提示を求めた案件]

内閣衛星情報センターにおける特定秘密の指定及び取扱状況について

[特定秘密の概要]

以下の情報が含まれるもの

- 画像情報の収集分析対象、画像情報及びそれを分析して得られた情報並びに情報収集衛星の識別能力に関する情報
- 情報収集衛星が特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲に関する情報
- 情報収集衛星に係る暗号に関する情報

参考人（植松信一前内閣情報官、小谷賢日本大学危機管理学部教授、山田健太専修大学教授）からの意見聴取

平成30年5月21日、当審査会は平成29年年次報告書について、参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

参考人からの主な指摘事項

- ・いわゆる「あらかじめ指定」について実務での運用状況や具体的に必要か否かを見極める必要性
- ・審査会と行政機関の関係の在り方
- ・各行政機関の裁量により特定秘密文書が廃棄されていることに対する憂慮
- ・独立公文書管理監の権限及び情報保全監察室の体制強化の必要性
- ・アーキビストによる特定秘密文書の廃棄や公開に関する助言制度を導入する必要性
- ・特定秘密文書の廃棄及び指定解除等に係る運用ルールの厳格化の必要性

平成30年「政府に対する意見」(審査会意見)

1 運用基準の見直し関係

- (1) 本年12月に特定秘密保護法施行後5年となり、運用基準を見直す時期を迎えることから、これまで当審査会が指摘してきた以下の事項につき、運用基準に盛り込むことを検討し、その結果を当審査会に報告すること。(別紙参照)
- ①特定秘密の名称に係る統一方針、②行政文書が不存在の特定秘密関係、③作成から30年を超える特定秘密文書の管理における厳格な手続き、④独立公文書管理監の活動状況の審査会への報告、⑤独立公文書管理監による検証・監察関係
- (2) 運用基準の見直しに当たり、(1)以外の改正等を行おうとする場合には、当審査会に報告すること。また、運用基準の見直しのスケジュールが決まり次第、速やかに当審査会に報告すること。なお、(1)の②に関連し、複数の行政機関が同一の特定秘密を指定しているものについては、文書を保有しないことの正当性について、適切な説明をすること。

2 秘密指定の在り方関係

- (1) 特定秘密に指定される情報と特定秘密とはカテゴリーが異なる「極秘」「秘」等の秘密情報との違いが必ずしも明確ではないことから、実際の事例や情報を用いる等の方法により、具体的に説明すること。また、独立公文書管理監が検証・監察を行う際には、対象となる特定秘密文書の関連文書もチェックするなどして、本来、特定秘密に指定されるべき情報が意図的に外されていないかという観点からも実施すること。
- (2) 特定秘密に該当し得る情報を収集する過程において、意図せずこれと無関係の個人情報を入力してしまった場合には、個人情報保護の観点から、速やかかつ確実に廃棄することを含め、政府における厳格な対応指針を作成し、その周知徹底を図る等適切に対応すること。

3 保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄関係

保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄状況につき、引き続き当審査会に報告すること。また、国会報告への継続的な記載を検討すること。

平成30年「政府に対する意見」(審査会意見)

4 作成から30年を超える特定秘密文書関係

作成から30年を超える特定秘密文書のうち、保存期間満了時の措置が廃棄とされているものに係る個別具体的な理由の疎明に至っていない指定行政機関にあつては、速やかに対応すること。

5 適性評価関係

各行政機関の業務や特定秘密の保有件数等からみた適性評価の実施件数の適正性について、運用基準の見直しの時期にあわせ検証し、必要に応じて適宜適切な見直しを行うこと。

6 独立公文書管理監関係

独立公文書管理監は、その職務の拡大を契機として、業務の充実を図り、情報保全監察室と公文書監察室との連携を強化することにより、実効的な特定秘密文書の検証・監察に努めること。なお、実効性の確保に向け、業務の増加に伴う体制強化に努めること。

7 当審査会への対応関係

当審査会からの説明要求に対し、指定行政機関、とりわけ外務省等サードパーティールール(※)が適用される特定秘密を保有している機関は、審査会設置の趣旨を改めて確認の上、真摯に対応すること。

(※) サードパーティールールとは、提供された情報を情報提供元の承諾なくして別の第三者に提供してはならないという、主に情報機関の間に存在する実務上生まれた慣習である。

(別紙) 特定秘密保護法施行5年後の運用基準の見直しに向けた審査会意見

背景と経緯

- ▶ 特定秘密保護法の施行に当たり、閣議決定された運用基準においては、「特定秘密保護法の施行後5年を経過した場合においては、その運用状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。」とされている。
- ▶ 運用基準は、特定秘密保護制度の実際の運用における重要な指針であり、その見直しについて、政府は国会（とりわけ情報監視審査会）に対して十分な説明責任を果たす必要がある。

運用基準に盛り込むべき事項（審査会意見の概要）

以下の指摘事項について、運用基準に盛り込むことを検討し、その結果を当審査会に報告すること。

- ① 特定秘密の名称の付け方について、現在よりも詳細な分類かつ具体的な表記とし、そのうち行政機関横断的な事項についてはある程度統一したものとすること
- ② 行政文書不存在の特定秘密関係として、いわゆる「あらかじめ指定」を行う場合の厳格な要件を定めること。また、指定管理簿にその旨記載するなど記録に残すための措置を講ずること
- ③ 作成から30年を超える特定秘密文書の管理における厳格な手続きを定めること
- ④ 独立公文書管理監の活動状況を審査会に報告すること
- ⑤ 独立公文書管理監の検証・監察に関し、以下の業務を追加・明文化すること
 - ・ 各行政機関による特定秘密文書の保存期間の判断の妥当性を検証する業務
 - ・ 保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄に対する検証・監察業務
 - ・ 保存期間満了時の措置の検証・監察の際に歴史についても識見の高い専門家からも意見聴取するプロセス